

広告



# その道の専門家にきく 中日教えてナビ

東海エリアの**専門家**を紹介する**Webサービス**です。  
あなたの**悩みや疑問**を相談したり、**専門家を探す**ことができます。

中日教えてナビ  検索



中日教えてナビ  
TOPはこちら

各専門家の二次元コードから  
プロフィールページへアクセス  
ダイレクトにご相談が出来ます

お問い合わせ・運営／株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局  
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F TEL.052-239-1226(平日/10:00~17:00)

中日教えてナビでは様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

## 医療・健康の専門家



日本歯周病学会認定歯周病専門医

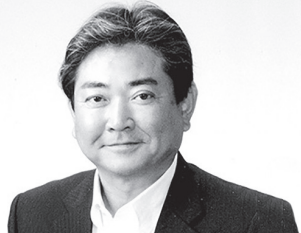
緑が丘歯科医院  
**藤塚 勝功**

愛知県江南市

臨床歴35年の歯科医師が、歯周病の徹底治療を目指します



## 税務・会計の専門家



おかげさまで60周年を迎えます

名古屋税理士会 税理士法人NEXT  
**一川 明弘**

岐阜県岐阜市

NEXTグループ丸となってお客様をサポートします



## 医療・健康の専門家



東洋医学の専門家

長森薬局・長森鍼灸院  
**浅野 美紗代**

岐阜県岐阜市

西洋、東洋問わず総合的に判断し  
アドバイスさせて頂いております



おっしゃる通り、一部の生命保険は、保険契約者が生存している間に特定の状況が発生した場合に保険金が支払われることがあります。

具体的には、両目の視力を全く永久に失った場合、言語またはそしゃく機能を全く永久に失った場合、他にも体の部分的機能を永久に失った場合など、重大な疾患によって生活が著しく制約される場合が挙げられます。

ただし、もともとお支払い対象にしている商品や、具体的な支払い要件については契約内容により異なってきます。

いずれにしても、最終的な判断や具体的な手続きについては保険会社との直接のやり取りが必要になりますので、ぜひ一度営業担当者または契約会社のカスタマーセンター等へご確認ください。

## マネー・保険の専門家



家計のホームドクター

株式会社HFP

**服部 清和**

愛知県あま市

難しいことをやさしく、  
やさしいことを深く、  
深いことを面白く



**Q** 高度障害の時の死亡保険金について

夫が会社を経営していましたが、このたび病気で失明しました。夫は1億円の死亡保障のある生命保険に入っているのですが、こつこつ時にも保険金はおりのるのだと聞きました。亡くなっていなくても保険金はおりのるのでしょうか？

**A** 「高度障害保険金」のお支払い対象になる可能性があります。

紙面出張 Q&A